



# ACCO Brands Corporation

## 規制物質リスト 改訂 4



---

意図的に空白に

## ACCO Brands 規制物質リスト

### 目次

1	目的	5
2	適用範囲	5
3	規制物質および潜在的な製品への適用に関する要約マトリックス	6
4	規制物質リスト	8
4.1	規制物質	8
4.1.1	アスベスト	8
4.1.2	アルキルフェノールおよびアルキルフェノールエトキシレート	8
4.1.3	アミンアゾ染料	8
4.1.4	カリフォルニア州法プロポジション 65 (米国販売のみ)	9
4.1.5	分散染料 (アレルゲン) およびその他の染料	10
4.1.6	フマル酸ジメチル (DMF)	10
4.1.7	ダイオキシン類およびフラン類	11
4.1.8	難燃剤 (電気製品)	12
4.1.9	難燃剤 (非電気製品)	13
4.1.10	モノマー類	14
4.1.11	有機スズ化合物	14
4.1.12	オゾン層破壊物質/化学物質 (ODS/ODC)	14
4.1.13	PCB、PCN、および PCT	15
4.1.14	多環式芳香族炭化水素 (PAH)	15
4.1.15	PFOS および PFOA	16
4.1.16	残留性有機汚染物質 (POP)	16
4.1.17	防腐剤	17
4.1.18	ハロゲン化	17
4.1.19	REACH (EU 販売のみ)	17
4.1.20	溶媒類	18

4.2	フタル酸エステル類および重金属類規制 .....	19
4.2.1	フタル酸エステル類規制 .....	20
4.2.1.1	フタル酸エステル類 - 子供用製品 .....	20
4.2.1.2	フタル酸エステル類 - 一般使用「A」製品 .....	21
4.2.1.3	フタル酸エステル類 - 一般使用「B」製品 .....	21
4.2.2	重金属類規制 .....	21
4.2.2.1	重金属類 - 子供用製品 .....	21
4.2.2.2	重金属類 - 子供用製品 .....	22
4.2.2.3	重金属類 - 一般使用「A」製品 .....	23
4.2.2.4	重金属類 - 一般使用「B」製品 .....	23
4.2.2.5	重金属類 - 金属表面処理と革基材 - すべての製品種類 .....	23
4.3	特定の製品における規制物質 .....	24
4.3.1	電池類 .....	24
4.3.2	電気および電子製品 .....	24
4.3.3	包装 .....	25
4.3.4	感熱紙 .....	25
5	定義 .....	26
	付録 A - 規制物質リスト改訂 4 - 変更履歴 .....	31

**改訂メモ:**

識別しやすいように改訂部分は赤字でハイライトされています。詳細は変更履歴を参照してください。

## 1 目的

ACCO Brands には、消費者、従業員および環境を保護するための ACCO Brands の取り組みの一環として、包装、原材料、コンポーネント、部品、サブアセンブリおよび OEM 部品 (総称して「製品」) などの安全かつ合法的な完成品の生産を可能にするための規制物質リスト (「RSL」) があります。RSL は、ACCO Brands の製品管理および環境持続可能性プログラムの重要な一部です。

本RSLは、アメリカ合衆国 (「米国」)、カナダおよび欧州連合 (「EU」) の規制要件の見直しから得られたものであり、他の国における規制は通常、これらの市場からベースライン化されたものであることは注目すべき点です。RSL内で禁止されている化学物質は、特定の濃度を超えると、人の健康および環境リスクを引き起こすことが判明しています。RSL内の規制事項は、ACCO Brandsのグローバルプロダクトコンプライアンス部門が明確に書面で除外しない限り、販売地域および製造地域にかかわらず、すべてのACCO Brands製品およびすべてのACCO Brands製品の製造に適用されます。

## 2 適用範囲

すべてのサプライヤー、ベンダー、下請け業者、サプライヤーの代理店または関連会社およびすべての ACCO Brands 製造現場 (総称して「サプライヤー」) は、ACCO Brands 製品を製造するために供給され、使用される材料、部品、コンポーネント、サブアセンブリ、製品、ラベル、包装、ユーザーマニュアル、化学物質、およびその他の品目のソース先と本 RSL を共有する必要があります。サプライヤーは、そのすべてのソース先が本 RSL に記載または参照されている制限およびその他の規制に従った材料、部品、コンポーネント、サブアセンブリ、製品、ラベル、包装、ユーザーマニュアル、化学物質、およびその他の品目をサプライヤーに供給または納品することを確実にする責任を負います。

サプライヤーは、特定の濃度限度を超える RSL 上の物質が、すべての製品の製造に含まれず、使用されないことを確実にするものとし、その製品には、すべての品物 (すなわち、材料、部品、コンポーネント、サブアセンブリ、製品、製品に付されたラベル)、包装 (すなわち、木材、紙または段ボール箱、プラスチック材料、コンテナなど)、ユーザーマニュアル、化学物質、および ACCO Brands 製品内のその他の品目が含まれますがこれに限定されません。規制物質を製品に含めることはできず、製品の製造に使用することもできません。また指定された閾値を上回るコンポーネントはリストに記載されます。

本製品マニュアルに記載されている RSL の規制事項は厳守しなければなりません。過失または不注意による特定の濃度限度を超える化学物質の使用は容認されません。

### 3 規制物質および潜在的な製品への適用に関する要約マトリックス

規制化学物質	可能性の高いオフィス/学校/ DIY 製品への適用
アスベスト	チョーク、パステル、断熱材製品
アルキルフェノールおよびアルキルフェノールエトキシレート	革や布地を使ったバッグ、トートバッグ、小物袋、手帳カバー
アミンアゾ染料	非合成材料を使ったバッグ、トートバッグ、小物袋、手帳カバー
BPA、モノマー類または添加剤	プラスチック (残留未反応化合物)、感熱紙
分散染料およびその他の染料	ポリエステル/ポリエステル混紡/ナイロンやポリプロピレンなどの合成材料を使ったバッグ、トートバッグ、小物袋、手帳カバー
フマル酸ジメチル (DMF)	乾燥剤
ダイオキシン類およびフラン類	紙および PVC (残留化合物) の処理
難燃剤	難燃性を必要とするバックパック、電気製品
ホルムアルデヒド/防腐剤	複合木材コンポーネントを使用したホワイトボード、コルクボード、引き出しキャビネット、または家具
有機スズ化合物	抗真菌性を有するバッグ、トートバッグまたは同様の繊維製品
オゾン層破壊物質/化学物質 (ODS/ODC)	エアロゾル類
PCB および PCT	ノーカーボン紙、および撥水性を有するフレキシブルケーブル、EE コンポーネント、材料
ペンタクロロフェノール	抗真菌性を有するバッグ、トートバッグまたは同様の繊維製品
残留性有機汚染物質	様々な製品
PFOS および PFOA	撥水性を有するバッグ、トートバッグ、その他の繊維製品またはコート紙
多環式芳香族炭化水素 (PAH)	プラスチックを利用した製品、染料、顔料、木材防腐剤
溶媒類	処理に使用される (残留化合物)
フタル酸エステル類 - 子供用製品	PVC コンポーネントを含む学校または学習製品
フタル酸エステル類 - 一般使用 A	ペーパークリップ、ステープラー、ホッチキスリムーバー、バインダー、PVC コンポーネントを使用したロッカーアクセサリ、固定具、デスクトップ製品、ガーデニングツール、携帯電話/タブレットアクセサリなどのオフィス製品、コンピューター製品、学校用品、DIY 製品の他、充電ケーブル、またはスピーカー、キーボー

規制化学物質	可能性の高いオフィス/学校/ DIY 製品への適用
	ド、マウスなどの PVC ワイヤーおよびコードを使用した電気・電池駆動製品、バッグや小物袋に使用される材料
フタル酸エステル類 - 一般使用 B	PVC ワイヤーおよびコードコンポーネントを使用したシュレッダー、ラミネーターおよびホッチキスなどのオフィス/DIY プラグ差し込み式の電気製品の他、DIY グルーガン、ホットエアガン
重金属類 - 子供用製品	着色プラスチック、コーティング、印刷インクを使用したバインダー、ペンケース、練習帳などの学校や学習用品、電池類
重金属類 - 一般使用 A	着色プラスチック、コーティング、印刷インクを使用したバックパック、ノート、ホッチキス、バインダー、ロッカーアクセサリ、ガーデニングツール、固定具、デスクトップ製品、携帯電話/タブレットアクセサリ、ホワイトボード、ガラスボード、キーボード、マウスなどのオフィス製品、DIY 製品、コンピューター製品および学校用品、電池類
重金属類 - 一般使用 B	着色プラスチック、コーティング、印刷インクを使用した LED デスクランプ、シュレッダー、ラミネーター、ホッチキスなどのオフィス/DIY プラグ差し込み式の電気製品、電池類
電池類に含まれる重金属類、PBB、PBDE	電卓、レーザーポインター、イレーサー、スピーカー、その他のバッテリー駆動製品
包装に含まれる重金属類	印刷インク、接着剤、テープ

注意：この表は、ACCO Brands 製品への適用の可能性が高い規制されている化学物質を提供するものであり、すべてを網羅しているわけではありません。

## 4 規制物質リスト

### 4.1 規制物質

#### 4.1.1 アスベスト

高リスク材料/コンポーネント：チョークおよびパステルに使用される充填材、顔料、ペイントおよびタルク/タルク粉末

物質名	CAS 番号	限界値、ppm	試験方法 (現行版を使用)
アクチノライト	77536-66-4	未検出	顕微鏡検査 - 偏光顕微鏡法
アモサイト	12172-73-5		
アンソフィライト	77536-67-5		
クリソタイル	12001-29-5		
クロシドライト	12001-28-4		
トレモライト	77536-68-6		

#### 4.1.2 アルキルフェノールおよびアルキルフェノールエトキシレート

高リスク材料/コンポーネント：材料加工における洗浄剤、染色剤、すすぎ剤、浄化剤、皮革用仕上げ剤

物質名	CAS 番号	限界値、ppm	試験方法 (現行版を使用)
ノニルフェノール	それぞれの番号	NP と OP の合計： 100 NPEO と OPEO の合計： 1000	溶媒抽出、LC-MS 分析
ノニルフェノールエトキシレート	それぞれの番号		
オクチルフェノール	それぞれの番号		
オクチルフェノールエトキシレート	それぞれの番号		

#### 4.1.3 アミンアゾ染料

高リスク材料/コンポーネント：非合成繊維および綿織物繊維に使用される顔料、染料および着色剤

芳香族アミン	CAS 番号	限界値、ppm	試験方法 (現行版を使用)
ベンジジン	92-87-5	未検出	繊維：EN 14362-1 (報告限界値 20) 染革：EN ISO 17234-1 (報告限界値 20)
3,3'-ジクロロベンジジン	91-94-1		
3,3'-ジメトキシベンジジン (o-ジアニシジン)	119-90-4		
3,3'-ジメチルベンジジン (o-トリジン)	119-93-7		
4-クロロアニリン	106-47-8		
o-トルイジン (2-アミノトルエン)	95-53-4		
2-ナフチルアミン	91-59-8		
o-アニシジン	90-04-0		



芳香族アミン	CAS 番号	限界値、ppm	試験方法 (現行版を使用)
ビフェニル-4-イルアミン	92-67-1		
4-クロロ-o-トルイジン	95-69-2		
o-アミノアゾトルエン	97-56-3		
5-ニトロ-o-トルイジン	99-55-8		
4-メトキシ-m-フェニレンジアミン	615-05-4		
4,4'-メチレンジアニリン	101-77-9		
4,4'-メチレンジ-o-トルイジン	838-88-0		
6-メトキシ-m-トルイジン	120-71-8		
4,4'-メチレン-ビス-(2-クロロ-アニリン)	101-14-4		
4,4'-オキシジアニリン	101-80-4		
4,4'-チオジアニリン	139-65-1		
4-メチル-m-フェニレンジアミン	95-80-7		
2,4,5-トリメチルアニリン	137-17-7		
2,4-キシリジン	95-68-1		
2,6-キシリジン	87-62-7		
4-アミノアゾベンゼン	60-09-3		繊維：EN 14362-3 (報告限界値 20) 染革：EN ISO 17234-2 (報告限界値 20)

#### 4.1.4 カリフォルニア州法プロポジション 65 (米国販売のみ)

物質名	CAS 番号	限界値、ppm	
1986 年 安全飲料 水および 有害物質 施行法	カリフォル ニア州に よって癌ま たは生殖毒 性を引き起 こすことが 知られてい る化学物質 のリスト	制定されたセーフ ハーバー曝露レ ベル以下(すなわち、 発癌性物質の有意 なリスクの無いレ ベル (NSRL) または 生殖毒性物質の最 大許容量レベル (MADL)) または合 法化の結果として 決定された限界 値以下	OEHHA のウェブサイト上で定義されている通り、規制 は完全で最新の化学物質リストに適用されます： <a href="http://www.oehha.ca.gov/prop65/prop65_list/Newlist.html">http://www.oehha.ca.gov/prop65/prop65_list/Newlist.html</a>  <b>注意：</b> ACCO Brands は化学物質の名前を公表していま せん。サプライヤーは、現行の物質と OEHHA のウエ ブサイト上の化学物質リストに新しく追加される物 質の両方を確認する必要があります。

#### 4.1.5 分散染料 (アレルゲン) およびその他の染料

高リスク材料/コンポーネント：合成ポリエステル/ポリエステル混紡/ナイロン/ポリプロピレン繊維に使用される顔料、染料および着色剤

物質名	CAS 番号	限界値、ppm	試験方法 (現行版を使用)
ディスパースブルー1	2475-45-8	未検出	\$64 LFGB B82.02-10 (報告限界値 5) ISO 16373-2
ディスパースブルー3	2475-46-9		
ディスパースブルー35	12222-75-2		
ディスパースブルー106	12223-01-7		
ディスパースブルー124	61951-51-7		
ディスパースレッド1	2872-52-8		
ディスパースオレンジ3	730-40-5		
ディスパースオレンジ11	82-28-0		
ディスパースオレンジ 37/59/76	12223-33-51/13301-61-6/51811-42-8		
ディスパースオレンジ 149	85136-74-9		
ディスパースイエロー3	2832-40-8		
ディスパースイエロー23	6250-23-3		
ディスパースイエロー34	1344-37-2		
アシッドレッド 26	3761-53-3		
ベーシックレッド 9	569-61-9		
ベーシックバイオレット 14	632-99-5		
ダイレクトブルー6	2602-46-2		
ダイレクトブラック 38	1937-37-7		
ダイレクトレッド 28	573-58-0		

#### 4.1.6 フマル酸ジメチル (DMF)

高リスク材料/コンポーネント：乾燥剤包装に使用されるシリカゲル、防湿剤、皮革用防カビ剤 (カビ防止剤)

物質名	CAS 番号	限界値、ppm	試験方法 (現行版を使用)
DMF	624-49-7	0.1	溶媒抽出、GC-MS 分析 (報告限界値 0.1)

#### 4.1.7 ダイオキシン類およびフラン類

高リスク材料/コンポーネント：紙の処理

物質名	CAS 番号	限界値、ppm	試験方法 (現行版を使用)
第 1 グループ		第 1 グループの合計： 1 µg/kg	U.S. EPA 8290
2,3,7,8-テトラクロロジベンゾ-p-ダイオキシン	1746-01-6		
1,2,3,7,8-ペンタクロロジベンゾ-p-ダイオキシン	40321-76-4		
2,3,7,8-テトラクロロジベンゾフラン	51207-31-9		
2,3,4,7,8-ペンタクロロジベンゾフラン	57117-31-4	第 1 グループと第 2 グループの合計：5 µg/kg	
第 2 グループ			
1,2,3,4,7,8-ヘキサクロロジベンゾ-p-ダイオキシン	39227-28-6		
1,2,3,7,8,9-ヘキサクロロジベンゾ-p-ダイオキシン	19408-74-3		
1,2,3,6,7,8-ヘキサクロロジベンゾ-p-ダイオキシン	57653-85-7		
1,2,3,7,8-ペンタクロロジベンゾフラン	57117-41-6		
1,2,3,4,7,8-ヘキサクロロジベンゾフラン	70648-26-9		
1,2,3,7,8,9-ヘキサクロロジベンゾフラン	72918-21-9		
1,2,3,6,7,8-ヘキサクロロジベンゾフラン	57117-44-9		
2,3,4,6,7,8-ヘキサクロロジベンゾフラン	60851-34-5	第 1 グループ、第 2 グループ、第 3 グループの合計：100 µg/kg	
第 3 グループ			
1,2,3,4,6,7,8-ヘプタクロロジベンゾ-p-ダイオキシン	35822-46-9		
1,2,3,4,6,7,8,9-オクタクロロジベンゾ-p-ダイオキシン	3268-87-9		
1,2,3,4,6,7,8-ヘプタクロロジベンゾフラン	67562-39-4		
1,2,3,4,7,8,9-ヘプタクロロジベンゾフラン	55673-89-7		
1,2,3,4,6,7,8,9-オクタクロロジベンゾフラン	39001-02-0	第 4 グループの合計： 1 µg/kg	
第 4 グループ			
2,3,7,8-テトラプロモジベンゾ-p-ダイオキシン	50585-41-6		

物質名	CAS 番号	限界値、ppm	試験方法 (現行版を使用)
1,2,3,7,8-ペンタプロモジベンゾ-p-ダイオキシン	109333-34-8	第4グループと第5グループの合計：5 µg/kg	
2,3,7,8-テトラプロモジベンゾフラン	67733-57-7		
2,3,4,7,8-ペンタプロモジベンゾフラン	131166-92-2		
第5グループ			
1,2,3,4,7,8-ヘキサプロモジベンゾ-p-ダイオキシン	11099944-5		
1,2,3,7,8,9-ヘキサプロモジベンゾ-p-ダイオキシン	110999-46-7		
1,2,3,6,7,8-ヘキサプロモジベンゾ-p-ダイオキシン	110999-45-6		
1,2,3,7,8-ペンタプロモジベンゾフラン	107555-93-1		

#### 4.1.8 難燃剤 (電気製品)

高リスク材料/コンポーネント：ケーシング、回路基板、絶縁電線、コネクタ、USB ポート、プラグ、ワイヤおよびケーブル

物質名	CAS 番号	限界値、ppm	試験方法 (現行版を使用)
三酸化アンチモン	1309-64-4	1000	ICP-OES
塩素化パラフィン (SCCP)	84082-38-2 (C10-21); 71011-12-6 (C12-13); 85536-22-7 (C12-14); 85535-84-8 (C10-C13)	1000	溶媒抽出、GC-MS または LC-MS 分析 (報告限界値 5)
塩素化パラフィン (MCCP)	85535-85-9 (C14-C17)	1000	
ポリ臭化ビフェニル (PBB)	59536-65-1 + それぞれの番号	1000	
ポリ臭化ジフェニルエーテル (PBDE)	それぞれの番号	1000	
ペンタプロモジフェニルエーテル (PentaBDE)	32534-81-9 + それぞれの番号	1000	
オクタプロモジフェニルエーテル (OctaBDE)	32536-52-0 + それぞれの番号	1000	
トリス-(2,3-ジブプロプロピル)ホスフェート (TRISまたは TDBPP)	126-72-7	未検出	
トリス-(アジリジニル)ホスフィンオキシド (TEPA)	545-55-1	1000	
デカプロモジフェニルエーテル (DecaBDE)	1163-19-5	1000	

物質名	CAS 番号	限界値、ppm	試験方法 (現行版を使用)
ヘキサブロモシクロドデカン (HBCDD)	25637-99-4 + それぞれの番号	1000	
トリス (2-クロロエチル) ホスフェート (TCEP)	115-96-8	1000	
トリス (1,3-ジクロロ-2-プロピル) ホスフェート (TDCPP)	13674-87-8	1000	
トリ (クロロプロピル) ホスフェート (TCPP)	13674-84-5	1000	
赤リン	7723-14-0	未検出	
トリ- <i>o</i> -クレジルホスフェート、トリクレジルホスフェート (TCP)	78-30-8, 1330-78-5	25g を超える機械プラスチック部品内に 1000ppm	

#### 4.1.9 難燃剤 (非電気製品)

高リスク材料/コンポーネント：天然及び合成織物繊維、難燃性を有するポリウレタンフォーム

物質名	CAS 番号	限界値、ppm	試験方法 (現行版を使用)
三酸化アンチモン	1309-64-4	1000	ICP-OES
<b>塩素化パラフィン (SCCP)</b>	84082-38-2 (C10-21); 71011-12-6 (C12-13); 85536-22-7 (C12-14); 85535-84-8 (C10-C13)	未検出	溶媒抽出、GC-MS または LC-MS 分析 (報告限界値 5)
<b>塩素化パラフィン (MCCP)</b>	85535-85-9 (C14-C17)		
ポリ臭化ビフェニル (PBB)	59536-65-1		
ペンタブロモジフェニルエーテル (PentaBDE)	32534-81-9		
オクタブロモジフェニルエーテル (OctaBDE)	32536-52-0		
トリス-(2,3-ジプロモプロピル) ホスフェート (TRISまたは TDBPP)	126-72-7		
トリス-(アジリジニル) ホスフィン オキシド (TEPA)	545-55-1		
デカブロモジフェニルエーテル (DecaBDE)	1163-19-5		
ヘキサブロモシクロドデカン (HBCDD)	25637-99-4		
トリス (2-クロロエチル) ホスフェート (TCEP)	115-96-8		
トリス (1,3-ジクロロ-2-プロピル) ホスフェート (TDCPP)	13674-87-8		

物質名	CAS 番号	限界値、ppm	試験方法 (現行版を使用)
トリ(クロロプロピル)ホスフェート (TCPP)	13674-84-5		
トリス(4-イソプロピルフェニルホスフェート)	2502-15-0		

#### 4.1.10 モノマー類

高リスク材料/コンポーネント：製造プロセス中の残留未反応化合物(最終製品に存在する可能性は低い)

物質名	CAS 番号	限界値、ppm	試験方法 (現行版を使用)
アクリルアミド	79-06-1	未検出	EN 71-11
アクリロニトリル	107-13-1	1	溶媒抽出、GC-MS 分析
ビスフェノール A (BPA)	80-05-7	未検出	規制により様々
ブチルアクリレート	141-32-2	50	溶媒抽出、GC-MS 分析
ブチルメタクリレート	97-88-1		
エチルアクリレート	140-88-5	10	EN 71-11
エチルメタクリレート	80-62-6	50	
スチレンモノマー	100-42-5	0.75	EN 71-11
塩化ビニルモノマー	75-01-4	1	80/766/EEC

#### 4.1.11 有機スズ化合物

高リスク材料/コンポーネント：インク、ペンキ、プラスチック等に含まれる抗真菌性または殺菌性を有する材料、熱安定化された PVC 材料

物質名	CAS 番号	限界値、ppm	試験方法 (現行版を使用)
トリブチルスズ (TBT/TBTO)	56573-85-4	未検出	ISO 17353、溶媒抽出、GC-MS 分析 (報告限界値 1)
トリフェニルスズ (TPhT)	668-34-8		
ジブチルスズ (DBT)	1002-53-5	スズの重量の 0.1% (1000)	
ジオクチルスズ (DOT)	15231-44-4		

#### 4.1.12 オゾン層破壊物質/化学物質 (ODS/ODC)

高リスク材料/コンポーネント：スプレークリーナーおよび PU プラスチック発泡剤中のエアゾール噴射剤

物質名	CAS 番号	限界値、ppm	試験方法 (現行版を使用)
クロロフルオロカーボン (CFC)			
ハロンズ			

ハイドロクロロフルオロカーボン (HCFC)	それぞれの番号	使用禁止	溶媒抽出、GC-MS 分析
ハイドロフルオロカーボン (HFC)			
ペルフルオロカーボン (PFC)			
六フッ化硫黄 (SF6)	2551-62-4		
三フッ化窒素 (NF3)	7783-54-2		

#### 4.1.13 PCB、PCN、および PCT

高リスク材料/コンポーネント：ノーカーボン紙、可塑剤、接着剤、シーリング材、充填材、塗料、印刷インク

物質名	CAS 番号	限界値、ppm	試験方法 (現行版を使用)
ポリ塩化ビフェニル (PCB)	1336-36-3	未検出	U.S. EPA 4020
ポリ塩化ターフェニル (PCT)	61788-33-8		
ポリ塩化ナフタレン (PCN)	1321-65-9、 1335-88-2、 1321-64-8、 2234-13-1、 70776-03-3		

#### 4.1.14 多環式芳香族炭化水素 (PAH)

高リスク材料/コンポーネント：石油系ゴム、潤滑剤、染料、プラスチック

物質名	CAS 番号	限界値、ppm		試験方法 (現行版を使用)
		子供用製品	一般使用	
アセナフチレン	83-32-9	合計<5	合計<10	AfPS GS 2014:01 PAK
アセナフテン	208-96-8			
アントラセン	120-12-7			
フルオレン	86-73-7			
フェナントレン	85-01-8			
ピレン	129-00-0			
フルオランテン	206-44-0			
ベンゾ[a]アントラセン	56-55-3	0.2	0.5	
ベンゾ[a]ピレン	50-32-8	0.2	0.5	
ベンゾ[e]ピレン	192-97-2	0.2	0.5	
ベンゾ[b]フルオランテン	205-99-2	0.2	0.5	
ベンゾ[g,h,i]ペリレン	191-24-2	0.2	0.5	
ベンゾ[k]フルオランテン	207-08-9	0.2	0.5	
ベンゾ[j]フルオランテン	205-82-3	0.2	0.5	
クリセン	218-01-9	0.2	0.5	

物質名	CAS 番号	限界値、ppm		試験方法 (現行版を使用)
ジベンゾ[a,h]アントラセン	53-70-3	0.2	0.5	
インデノ[c,d]ピレン	193-39-5	0.2	0.5	
ナフタレン	91-20-3	2		
18 の合計		<5	<10	

#### 4.1.15 PFOS および PFOA

高リスク材料/コンポーネント：撥水性または撥油性を有する材料、金属メッキ、洗浄剤、紙用塗料、PTFE プラスチック

物質名	CAS 番号	限界値、ppm	試験方法 (現行版を使用)
ペルフルオロオクタンスルホン酸 (PFOS) *	2795-39-3	未検出	CEN TS 15968 HPLC/MS – EPA 3550B
ペルフルオロオクタン酸 (PFOA)、その塩およびエステル	335-67-1 3825-26-1 335-95-5 2395-00-8 335-66-0 376-27-2 3108-24-5	未検出	CEN TS 15968

\*PFOS 適用除外：フォトリソグラフィプロセスのためのフォトレジストまたは反射防止コーティング、フィルム、紙またはプリント版に塗布される写真コーティング。

#### 4.1.16 残留性有機汚染物質 (POP)

高リスク材料/コンポーネント：様々な材料/コンポーネント

物質名	CAS 番号	限界値、ppm	
残留性有機汚染物質に関する修正規則 (EC) No 850/2004、(EU) No 757/2010、および (EU) No 756/2010	禁止/規制の対象となる物質の POP リスト	それぞれの限界値	<p>欧州委員会のウェブサイト上で、定義されている完全で最新の POP リストを確認することができます：  <a href="http://ec.europa.eu/environment/archives/pops/index_en.htm">http://ec.europa.eu/environment/archives/pops/index_en.htm</a></p> <p>注意：ACCO Brands は物質の名前を公表していません。サプライヤーは、現行の物質と欧州委員会のウェブサイト上のリストに新しく追加される物質の両方を確認する必要があります。</p>



#### 4.1.17 防腐剤

高リスク材料/コンポーネント：PCP (紙に使用される殺菌剤)、フェノール (フェルトチップマーカ、水分を含む品目)

物質名	CAS 番号	限界値、ppm	試験方法 (現行版を使用)
ペンタクロロフェノール (PCP)	87-86-5	5	LFGB 64 B 82.02-8
ホルムアルデヒド - 繊維または革	50-00-0	16 (子供用) 75 (一般使用 A/B)	繊維：EN ISO 14184-1 革：ISO 17226-2
ホルムアルデヒド - 複合木材	50-00-0	HWPW-VC： 0.05	U.S. ASTM E1333
		HWPW-CC 0.05	
		PB：0.09	
		MDF：0.11 薄い MDF： 0.13	
フェノール (液体の防腐剤)	108-95-2	10	溶媒抽出、GC-MS分析 または直接的なHS-GCMS分析
ポリ塩化フェノール類および その塩	それぞれの 番号	未検出	ISO 17070 (改訂版) / §64 LFGB BLV B82.02-8 (改訂版)

HWPW-VC=硬材合板ベニアコア、HWPW-CC=硬材合板複合コア、MDF=中質繊維板、PB=パーティクルボード

#### 4.1.18 ハロゲン化

高リスク材料/コンポーネント：難燃剤や、柔らかい/柔軟性のある材料を必要とする塗布

物質名	CAS 番号	限界値、ppm	試験方法 (現行版を使用)
<b>ハロゲン</b>	塩素 7782-50-5 + それぞれの番号 臭素 7726-95-6 + それぞれの番号	塩素：900 臭素：900  臭素+塩素： 1500	BS EN 14582 & IEC 61189-2

#### 4.1.19 REACH (EU 販売のみ)

物質名	CAS 番号	限界値、ppm	試験方法 (現行版を使用)
化学物質の登録、 評価、認可および 制限 (REACH) に関 する規制 (EC) No 1907/2005	高懸念物質 (SVHC) として認可対象 となっている REACH 候 補リスト	品目の重量の 0.1%	ECHA のウェブサイト上で定義されている通り、 規制は完全で最新の SVHC 候補リストに適 用されます： <a href="http://echa.europa.eu/web/guest/candidate-list-table">http://echa.europa.eu/web/guest/candidate-list-table</a>  <b>注意：</b> ACCO Brands は候補物質の名前を公表して いません。サプライヤーは、現行の認可されている物 質と ECHA のウェブサイト上の認可リストに新しく 追加される物質の両方を確認する必要があります。

	附属書 XVII に含まれる REACH 規制 物質	0.1%または Annex XVII で規制されて いる通り	規制物質 <a href="https://echa.europa.eu/substances-restricted-under-reach">https://echa.europa.eu/substances-restricted-under-reach</a>
	附属書 XIV に含まれる REACH 認可 物質	未検出	ECHA のウェブサイト上で定義されている通り、 規制は認可対象の物質リストに適用されます： <a href="https://echa.europa.eu/authorisation-list">https://echa.europa.eu/authorisation-list</a> <b>注意：</b> ACCO Brands は認可物質の名前を公表して いません。サプライヤーは、現行の認可されてい る物質と ECHA のウェブサイト上の認可リストに 新しく追加される物質の両方を確認する必要があ ります。

#### 4.1.20 溶媒類

高リスク材料/コンポーネント：製造プロセスで使用される残留化合物 (最終製品に存在する可能性は低い)

物質名	CAS 番号	限界値、ppm	試験方法 (現行版を使用)
キシレン (すべての異性体)	複数	1000	溶媒抽出、GC-MS 分析
揮発性有機物	複数		
ペンタクロロエタン	76-01-7		
四塩化炭素	56-23-5		
1,1,1-トリクロロエタン	71-55-6		
1,1,1,2-テトラクロロエタン	630-20-6		
1,1,2,2-テトラクロロエタン	79-34-5		
クロロホルム	67-66-3		
1,1,2-トリクロロエタン	79-00-5		
1,1-ジクロロエチレン	75-35-4		
トリクロロエチレン (TCE)	79-01-6		
テトラクロロエチレン (パークロ ロエチレン)	127-18-4		
クレゾール	複数		
N,N-ジメチルアセトアミド	127-19-5		
ジメチルスルホキシド	67-68-5		
ジメチルホルムアミド (DMF)	68-12-2		
エチレングリコールモノブチル エーテル	111-76-2		
塩化メチレン	75-09-2		
N-ヘキサン	110-54-3		
N-メチルピロリドン	872-50-4		
4,4-メチレンビス	101-14-4		

物質名	CAS 番号	限界値、ppm	試験方法 (現行版を使用)
フェノール	108-95-2		
トルエン	108-88-3		
2,4-トルエンジイソシアネート	584-84-9		
トルエン-2,6-ジイソシアネート	91-08-7		
ベンゼン	71-43-2		
エトキシエタノール	110-80-5		
エトキシエタノールアセテート	111-15-9		
2-メトキシエタノール	109-86-4		
2-メトキシエタノールアセテート	110-49-6		
2-メトキシプロパノール	1589-47-5		
2-メトキシプロパノールアセテート	70657-70-4		
N-メチルピロリドン	872-50-4		
ホルムアミド	75-12-7		
2-(2-ブトキシエトキシ)エタノール (DEGBE)	112-34-5		
ヘキサクロロブタジエン (HCBd)	87-68-3	使用禁止	
メタノール	67-56-1		
分枝および線状ヘキサン	92112-69-1		
ビス(クロロメチル)エーテル	542-88-1		
2,4,6-トリ-tert-ブチルフェノール (非 EE 製品用潤滑油中)	732-26-3		

#### 4.2 フタル酸エステル類および重金属類規制

規制は製品の種類に基づいており、以下のように要約されます。

	子供用製品	一般使用「A」製品	一般使用「B」製品
規制されたフタル酸エステル類の数 (下記の表を参照)	18	13	4
規制された重金属類の数 (下記の表を参照)	19	8	4
代表的な製品	紙製品、フォルダ、組織用備品、バックパック、ロッカーアクセサリなどの学校用品	<ul style="list-style-type: none"> <li>▪ 非電気品               <ul style="list-style-type: none"> <li>▪ コード、ケース、マウス、キーボード、ドッキング、コンピューター周辺機器など頻繁に接触する電気品</li> </ul> </li> </ul>	電気製品：ラミネーター、シュレッダー、バインディング、パンチ、ホッチキス、トリマー、シャープナー

	子供用製品	一般使用「A」製品	一般使用「B」製品
代表的なフタル酸エステルの用途	可塑剤、染料、顔料、塗料、インク、接着剤		
代表的な重金属の用途	顔料、耐腐食性表面処理剤、PVC 中の安定剤、塗料、インク、ゴム中の補強剤、合金中の含有量、はんだおよび樹脂中の添加剤		
論理的根拠	<ul style="list-style-type: none"> <li>ユーザーとの頻繁な接触</li> <li>子供向け</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>ユーザーとの頻繁な接触</li> <li>子供がよく使用する</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>ユーザーとのまれな接触</li> <li>子供が使用することはあまりない</li> </ul>

#### 4.2.1 フタル酸エステル類規制

物理的に露出され、密閉されたカバーまたはケーシングのためにアクセス不能にならない製品のアクセス可能なコンポーネント部分(「アクセス可能なコンポーネント」)は、以下に示す個々のフタル酸エステルの規制に準拠するものとします。

##### 4.2.1.1 フタル酸エステル類 - 子供用製品

物質名	CAS 番号	コーティングまたは基材	限界値、%	試験方法
DEHP	117-81-7	すべてのアクセス可能な材料	0.10%	U.S. CPSC-CH-C1001-09.3
DBP	84-74-2			
BBP	85-68-7			
<b>DnOP</b>	117-84-0			
DINP	28553-12-0/68515-48-8			
DIDP	26761-40-0/68515-49-1			
DIBP	84-69-5			
DnHP/DHP/DHEXP	84-75-3			
DMEP	117-82-8			
DIHP	7188-89-6			
DHNUP	68515-42-4			
DPP/DPENP	131-18-0			
DCHP	84-61-7			
DIPP	605-50-5			
N-ペンチル-イソペンチルフタレート	776297-69-9			
<b>DxHP</b>	68515-50-4			
<b>Di-C6-10 アルキル</b>	68515-51-5/68648-93-1			
<b>Bis-C5-アルキル</b>	84777-06-0			

#### 4.2.1.2 フタル酸エステル類 - 一般使用「A」製品

物質名	CAS 番号	コーティングまたは基材	限界値、%	試験方法
DEHP	117-81-7	すべてのアクセス可能な材料	0.10%	U.S. CPSC-CH-C1001-09.3
DBP	84-74-2			
BBP	85-68-7			
DnOP	117-84-0			
DINP	28553-12-0			
DIBP	84-69-5			
DIDP	26761-40-0			
DnHP/DHP	84-75-3			
DMEP	117-82-8			
DCHP	84-61-7			
DxHP	68515-50-4			
Di-C6-10 アルキル	68515-51-5/68648-93-1			
Bis-C5-アルキル	84777-06-0			

#### 4.2.1.3 フタル酸エステル類 - 一般使用「B」製品

#### 4.3.2 電気および電子製品を参照

#### 4.2.2 重金属規制

重金属類の規制は、試験方法(全含有量試験または溶出試験)および適用(コーティングまたは基材)によって異なります。製品のアクセス可能なコンポーネントは、以下に示す重金属類規制に準拠するものとします。

##### 4.2.2.1 重金属類 - 子供用製品

本表は、コーティングに関する溶出試験の規制と基材に関する全含有量試験の規制を示しています。

物質名	コーティングまたは基材	分類 (ppm)			試験方法
		I (乾燥した、もろい、粉状)	II (液体/粘着性)	III (削り落とされた材料)	
アンチモン (Sb)		45	11.3	60	コーティングの場合 - 溶出 EN 71-3
ヒ素 (As)		3.8	0.9	25	

物質名	分類 (ppm)			試験方法
バリウム (Ba)	1,500	375	1,000	基材の場合 - 全含有量 U.S. CPSC-CH-E1001 (金属) U.S. CPSC-CH-E1002 (非金属)
カドミウム (Cd)	1.3	0.3	17	
クロム (Cr [Cr-III]) *	37.5	9.4	460	
水銀 (Hg)	7.5	1.9	60	
セレン (Se)	37.5	9.4	460	
鉛 (Pb)	2.0	0.5	23	
アルミニウム (Al)	2250	560	28,130	
ホウ素 (Bo)	1,200	300	15,000	
クロム VI (CrVI)	0.02	0.005	0.053	
コバルト (Co)	10.5	2.6	130	
銅 (Cu)	622.5	156	7,700	
マンガン (Mn)	1,200	300	15,000	
ニッケル (Ni)	75	18.8	930	
ストロンチウム (Sr)	4,500	1,125	56,000	
スズ (Sn)	15,000	3,750	180,000	
有機スズ	0.9	0.2	12	
亜鉛 (Zn)	3750	938	46,000	

注意：クロム/クロム III は、革や金属の表面処理には必要ありません。要件については、下の表を参照してください。

#### 4.2.2.2 重金属類 - 子供用製品

本表は、コーティングに関する全含有量試験の規制を示しています。

物質名	コーティングまたは 基材	分類 (ppm)	試験方法
アンチモン (Sb)	コーティング	1000	全含有量 U.S. CPSC-CH-E1001 (金属) U.S. CPSC-CH-E1002 (非金属)
ヒ素 (As)		1000	
バリウム (Ba)		1000	
カドミウム (Cd)		17	
クロム (Cr [Cr-III]) *		60	
水銀 (Hg)		未検出	
セレン (Se)		1000	
鉛 (Pb)		90	

注意：クロム/クロム III は、金属の表面処理には必要ありません。要件については、下の表を参照してください。

#### 4.2.2.3 金属類 - 一般使用「A」製品

本表は、コーティングと基材に関する全含有量試験の規制を示しています。

物質名	コーティングまたは 基材	限界値、ppm	試験方法
アンチモン (Sb)	コーティング/基材	1,000	全含有量 U.S. CPSC-CH-E1001 (金属)
ヒ素 (As)		100 または木材製 品中では未検出	
バリウム (Ba)		36,000	
カドミウム (Cd)		35	
クロム (Cr) *		1,000	U.S. CPSC-CH-E1002 (非金属)
鉛		90	
水銀 (Hg)		200	
セレン (Se)		1,000	

注意：クロム/クロム III は、革や金属の表面処理には必要ありません。要件については、下の表を参照してください。

#### 4.2.2.4 重金属類 - 一般使用「B」製品

#### 4.3.2 電気および電子製品を参照

#### 4.2.2.5 重金属類 - 金属表面処理と革基材 - すべての製品種類

本表は、子供用製品と一般用製品の規制事項を示しています。金属表面処理には、任意の基材 (金属、プラスチック、布地、紙) の電気めっきおよび/または金属化が含まれます。革には、純粋な革またはボンデッドレザー/合成皮革材料が含まれます。

コーティングまたは基材	物質名	限界値、ppm	試験方法
革基材 (子供用)	総鉛	90	全含有量 U.S. CPSC-CH-E1001 (金属)
	溶出性 CrVI	0.5	
革基材 (一般使用 A または B)	総鉛	90	全含有量 U.S. CPSC-CH-E1002 (非金属)
	溶出性 CrVI	0.5	
金属処理、掻き取り可能なコーティング (子供用)	総鉛	90	ISO 17075 (革の CrVI のみ)
	溶出性 CrVI	0.053	
金属処理、掻き取り可能なコーティング (一般使用 A または B)	総鉛	90	EN71-3 (金属処理の CrVI のみ)
	溶出性 CrVI	2.0	

## 4.3 特定の製品における規制物質

### 4.3.1 電池類

物質名	CAS 番号	全含有量試験または溶出試験	限界値、ppm	試験方法 (現行版を使用)
鉛および鉛化合物	7439-92-1 + それぞれの番号	全含有量	40	U.S. CPSC-CH-E1001 (金属) U.S. CPSC-CH-E1002 (非金属)
カドミウムおよびカドミウム化合物	7440-43-9 + それぞれの番号		20	
水銀および水銀化合物	7439-97-6 + それぞれの番号		未検出 (LT 5)	U.S. EPA SW-846 試験方法 7471b (固体) 7470a (液体)
六価クロムおよびその化合物	それぞれの番号		1000	IEC 62321/ISO 3613/U.S. EPA 3060
ポリ臭化ビフェニル (PBB)	それぞれの番号		1000	IEC 62321/U.S. EPA 3540、 3541、3546
ポリ臭化ジフェニルエーテル (PBDE)	それぞれの番号		1000	

### 4.3.2 電気および電子製品

以下のアスタリスク (\*) 項目は、RoHS 準拠を実証するためのテストレポートを必要とします<sup>1</sup>。

物質名	CAS 番号	全含有量または溶出	限界値、ppm	試験方法 (現行版を使用)
*鉛および鉛化合物	7439-92-1 + それぞれの番号	全含有量	1000	IEC 62321/U.S. EPA 3052
*カドミウムおよびカドミウム化合物	7440-43-9 + それぞれの番号	全含有量	100	
*水銀および水銀化合物	7439-97-6 + それぞれの番号	全含有量	1000	
*六価クロム (クロム VI) および六価クロム化合物	それぞれの番号	全含有量	1000	IEC 62321/ISO 3613/U.S. EPA 3060
*ポリ臭化ビフェニル (PBB)	59536-65-1 + それぞれの番号	全含有量	合計 LT 1000	IEC 62321/U.S. EPA 3540、 3541、3546
*ポリ臭化ジフェニルエーテル (PBDE)	それぞれの番号	全含有量	合計 LT 1000	
*デカブロモジフェニルエーテル (deca-BDE)	1163-19-5 + それぞれの番号	全含有量	合計 LT 1000	

<sup>1</sup> RoHS物質については、RoHS指令2002/95/ECおよび2011/65/EUが適用される場合の限界値以下の量で均質な材料に存在する場合、または免除適用で使用されている場合にのみ、許容されます。



物質名	CAS 番号	全含有量または溶出	限界値、ppm	試験方法 (現行版を使用)
放射性物質	それぞれの番号	全含有量	使用禁止	該当なし
ベンゼンアミン N-フェニル、スチレンおよび 2,4,4-トリメチルペンテン (BNST) との反応生成物	68921-45-9	全含有量	使用禁止	U.S. EPA 3550C (GC-MS、MDL:100 ppm)
ハロゲン化芳香族物質	95-50-1、106-46-7、608-93-5、95-94-3、634-90-2、634-66-2、120-82-1、87-61-6、118-74-1、76253-60-6、81161-70-8、99688-47-8、108-90-7	全含有量	コンデンサおよび変圧器では：モノハロゲン化された芳香族物質については 500ppm、ポリハロゲン化芳香族物質については 50ppm	IEC 62321
*DEHP	117-81-7		0.10%	
*DBP	84-74-2		0.10%	
*BBP	85-68-7		0.10%	
*DIBP	84-69-5		0.10%	

#### 4.3.3 包装

物質名	CAS 番号	限界値、ppm	方法 (現行版を使用)
鉛 (Pb)	7439-92-1	全含有量<100	鉛、カドミウム、水銀：EPA 6020A (ICP/MS) クロム VI：ISO/IEC 62321
カドミウム (Cd)	7440-43-9		
クロム VI (CrVI)	18540-29-9		
水銀 (Hg)	7439-97-6		
フマル酸ジメチル	624-49-7	0.1	溶媒抽出、GC-MS 分析 (報告限界値 0.1)
PVC	9002-86-2	未検出	パイルシュタイン試験(スクリーニング) および FTIR (確認)
木材包装に適用されるヒ素化合物	それぞれの番号	未検出	U.S. ASTM F963

#### 4.3.4 感熱紙

物質名	CAS 番号	限界値、ppm	方法 (現行版を使用)
BPA	80-05-7	未検出	溶媒抽出、LC-MS 分析

## 5 定義

用語	定義
アスベスト	アスベストは鉱物繊維です。アスベストは、世界的な法律制定に先立ち、製品を強化して断熱性と耐火性を付与するために、様々な製品に加えられました。かき乱されると、アスベスト材料がアスベスト繊維を放出し、アスベスト繊維が肺に吸入される可能性があります。代表的な用途には、断熱材、摩擦パッド、充填剤、顔料、および塗料が含まれます。
アルキルフェノールおよびアルキルフェノールエトキシレート (APE)	APE は、洗剤、洗浄剤、殺虫剤、潤滑剤、塗料、ワニスおよびラッカー内に見られる合成界面活性剤です。最も一般的な APE はノニルフェノールエトキシレートです。APE は環境中で難分解性です。
アゾ染料	アゾ染料は、繊維材料に使用される主な着色剤です。いくつかのアゾ染料は、窒素-窒素二重結合を含み、芳香族アミンを形成することができ、発癌物質として知られています。代表的な用途には、顔料、染料および着色剤が含まれます。
カリフォルニア州法プロポジション 65	カリフォルニア州法プロポジション 65 は、以前は 1986 年の安全飲料水および有害物質施行法 (健康安全法、第 6.6 章、セクション 25249.5 から 25249.13 まで) として知られています。カリフォルニア州環境保護庁 (Cal/EPA) の一部であるカリフォルニア州環境保健有害性評価局 (OEHHA) が、プロポジション 65 プログラムを管理しています。カリフォルニア州法プロポジション 65 は、特定のリストされた化学物質を含む製品を保有するカリフォルニア州で事業を行う人/事業者に要件を課しています。リストされた化学物質を含むカリフォルニア州内で販売または流通されているすべての製品は、露出リスクおよび/またはラベリングに関するプロポジション 65 の要件を満たしていなければなりません。
CAS 番号	ケミカル・アブストラクト・サービス番号 : CAS 登録によって 1 つの物質に指定された固有の数値識別子。
子供用製品	美術材料などの学校用品など、13 歳以下の子供に特化して販売される製品。これらの製品は、追加の適切な青少年の要件を満たさなければなりません。玩具として分類された品目は、追加の玩具要件を満たす必要があります (年齢グレードの定義を参照)。
コーティング	ペイントおよび他の類似の表面コーティング材料は、細かく分割された着色物質の懸濁液の有無にかかわらず、薄い層が金

用語	定義
	<p>属、木材、石、紙、革、布、プラスチック、その他の表面に塗布されると固体フィルムに変化する流体、半流体またはその他の材料です。この用語は、印刷インク、またはプラスチック物品中の顔料などの基材の実際の一部となる材料、または電気めっきまたはセラミックグレーシングなどによって基材に実際に結合される材料を含みません。</p>
<p>検出限界値</p>	<p>試験所が物質の試験中に検出できる最小限界値。未検出とは、物質が実験室の最小限界値を超えて検出されなかったことを意味します。</p>
<p>分散染料</p>	<p>分散染料は、ポリエステルおよびアセテート繊維を染色する唯一の水不溶性染料です。分散染料分子は、すべての染料の中で最も小さい染料分子であり、皮膚感作性物質です。代表的な用途には、顔料、染料および着色剤が含まれます。</p>
<p>フマル酸ジメチル (DMF)</p>	<p>DMF は、湿気の多い気候下での貯蔵または輸送中のカビの成長を防ぐために、乾燥剤パッケージおよび木材製品中の殺生物剤として使用されます。DMF は皮膚接触後のアレルギー反応に関連しています。代表的な用途には、防湿剤および防カビ剤が含まれます。</p>
<p>ダイオキシン類およびフラン類</p>	<p>ダイオキシン類とフラン類は、類似の化学構造を共有する有毒物質群の省略名です。これらは商業用化学製品ではありませんが、大部分の燃焼や幾つかの工業化学プロセスの意図しない副生成物の痕跡です。ポリビニル (PVC) 完成品にはダイオキシン類やフラン類の痕跡量が含まれています。</p>
<p>電気および電子製品</p>	<p>電池、交流または直流を介して電力を使用して動作する製品。これらには、ワイヤレスデバイス、ケーブル、USB ドライブも含まれます。</p>
<p>難燃剤</p>	<p>火炎の発生を阻害、抑制、または遅延させて火災の拡大を防止するプラスチックやその他の材料などの製造材料に追加される化合物、および表面仕上げ剤やコーティング剤。</p>
<p>一般使用製品</p>	<p>大人が使用することを意図している製品、または子供が使用する可能性のある製品ですが、特に子供が使用することを意図した製品ではありません。この用語は米国消費者製品安全改善法の法律に基づいていますが、企業指定として使用されています。</p>
<p>一般使用「A」製品</p>	<p>大人が使用することを意図した一般使用製品のサブセット、または子供が使用する可能性のある製品ですが、特に子供が使用することを意図した製品ではありません。この用語は米国消費</p>

用語	定義
	<p>者製品安全改善法の法律に基づいていますが、企業指定として使用されています。代表的な製品には、非電気/電子品目、およびコード、ケース、マウス、キーボードなど頻繁に接触する電気/電子品目が含まれます。</p>
<p>一般使用「B」製品</p>	<p>大人が使用することを意図した一般使用製品のサブセットで、子供が使用する可能性の低い製品。代表的な製品には、ラミネーター、シュレッダー、バインダーなどの電気/電子品目が含まれます。</p>
<p>重金属類</p>	<p>「重金属」という用語は、比較的高密度であり、低濃度で有害または有毒である任意の金属化学元素を指します。これらは、基材およびコーティングにおいて顔料として使用されたり、または特定の機能特性を提供するために使用されます。</p> <p>重金属は身体によって代謝されず軟質組織に蓄積すると有害となります。消費者製品において、重金属は、吸入によって、ある品目との直接的または手から口への間接的な口による接触、あるいは皮膚を通じた吸収によって、人体に侵入することがあります。</p> <p>重金属は、顔料、電池、めっき、PVC 中の安定剤、耐食処理、防錆処理、はんだ、ゴム用硬化剤、発泡剤などの幅広い用途に使用されています。</p>
<p>革</p>	<p>革には、100%革製品とボンデッドレザー/合成皮革材料が含まれます。動物皮革を含まないフェイクレザーまたはイミテーションレザーは含まれていません。</p>
<p>限界値、ppm</p>	<p>最終製品に許容される物質の最大許容限度で、通常、100 万分のいくつという割合 (ppm) で表示されます。限界値は、mg/kg、<math>\mu</math>g/g (両方とも ppm に相当)、または重量パーセント (%) などの他の単位で表すことができます。</p>
<p>金属表面処理</p>	<p>表面に金属層 (クロム、ニッケル、スズ、金、銀、アルミニウム、その他など) を塗布し、化粧性または性能特性を提供します。塗布は、任意の種類基材 (金属、プラスチック、紙、布地、皮革、木材または他の表面) 上への電気めっき、蒸着、または金属フィルムの転写によるもので行うことができます。一般に、電気めっき層および蒸着層は、基板材料に結合され、掻き取られることはできません。掻き取られることができる金属表面処理は、コーティングとみなされます。</p>
<p>モノマー類</p>	<p>モノマー類は、他の分子に化学的に結合してポリマーを形成する分子です。</p>

用語	定義
有機スズ化合物	有機スズ安定剤は、光および熱に露出後のポリ塩化ビニルの変化を防ぐために使用されます。有機スズ化合物は、農薬、ポリ塩化ビニルの安定剤、シリコン樹脂の硬化触媒、塗料用シンナー、難燃剤として使用されています。
オゾン層破壊物質/化学物質 (ODS/ODC)	オゾン層破壊物質 (ODS) はオゾン層を激減させる物質ですが、冷凍、空調、消火、ドライクリーニング、洗浄用溶剤、電子機器および農業燻蒸剤として幅広く使用されている物質です。
包装	包装は、製造業者からユーザーまたは消費者への製品の封じ込め、保護、取扱い、配送および保管に使用されるあらゆる性質のすべての材料として定義されます。
ペルフルオロオクタンスルホン酸 (PFOS) およびペルフルオロオクタン酸 (PFOA)	PFOA は環境中で自然には発生しない長鎖のフッ素化された化学物質 (LCPFC) です。LCPFC は、特殊な性質を有する合成化学物質であり、製造業および工業用に使用されています。PFOS は、人工のフルオロ界面活性剤であり、世界的な汚染物質です。代表的な用途には、写真コーティング材料、金属めっき、洗浄剤、紙用コーティング材料、プラスチック安定剤および包装用コーティング材料が含まれます。
残留性有機汚染物質 (POP)	POP は、化学的、生物学的、および光分解のプロセスによって環境に悪影響を及ぼさない有機化合物です。
フタル酸エステル類	フタル酸エステルは、プラスチックやビニールを柔らかくしたり、柔軟性を高めるために使用されるプラスチックやその他の多くの製品に使用される化学物質群です。内分泌かく乱物質として分類され、生殖害を引き起こす可能性があります。代表的な用途には、可塑剤、染料、顔料、塗料、インク、および接着剤が含まれます。
ポリ塩化ビフェニル (PCB) およびポリ塩化ターフェニル (PCT)	PCB は、残留性有機汚染物質 (POP) として知られている人工化学物質群の 1 つです。電気機器内の液体やシーラント、接着剤、プラスチック塗料、絶縁油、難燃剤内の液体に使用されています。
多環式芳香族炭化水素 (PAH)	PAH は、石炭、石油、ガス、ごみなどの製品が燃焼したが、燃焼プロセスが完了していないときに生成される残留性化学物質です。PAH は 100 以上の異なる組み合わせで存在することができます。
ポリ塩化ビニル (PVC)	PVC は、ポリエチレンおよびポリプロピレンに続いて、3 番目に広く製造される合成プラスチックポリマーです。PVC には、硬質 (時には RPVC と省略) と軟質の 2 つの基本的な形態があります。硬質 PVC は、パイプの建設やドアや窓などのプロファイ

用語	定義
	<p>ル用途に使用されています。フタル酸エステル類のような可塑性剤の添加によって得られる軟質 PVC は、配管、膨張可能な製品などに使用されます。</p>
防腐剤	<p>防腐剤は、食品、医薬品、塗料、生物学的サンプル、木材などの製品に添加され、微生物の成長や望ましくない化学変化による分解を防ぐ物質です。ホルムアルデヒドは、木材に一般的に使用される防腐剤です。</p>
REACH	<p>REACH は、化学物質の登録、評価、認可および制限 (Registration, Evaluation, Authorization and Restriction of Chemicals) に関する 2006 年 12 月 18 日の欧州議会および理事会規則 (EC) No 1907/2006 です。REACH は、化学物質およびその安全な使用に関する欧州連合 (EU) の規則です。法律は 2007 年 6 月 1 日に発効しました。REACH は、物質の特性および危険性に関する情報を収集し、評価するための手順を確立しています。REACH 規則では、免除されない限り、EU 域内で製造または輸入された物質 (年間 1 トン以上の調剤中の物質を含む) を登録することが要求されています。</p> <p>高懸念物質 (SVHC) は、EU 域内での使用が REACH 規則の下で許可されることが提案されている化学物質 (または化学物質群の一部) です。</p>
RoHS	<p>2011 年 6 月 8 日の欧州議会および理事会の指令 2011/65/EU (RoHS2 として知られる) は、電気および電子機器に含まれる特定有害物質 (鉛、水銀、六価クロム、カドミウム、ポリ臭化ビフェニル (PBB) およびポリ臭化ジフェニルエーテル (PBDE)) を規制しています。ポリ臭化ジフェニルエーテル (PBDE) は、均質材料中の含有率で 1000ppm 未満とされています。RoHS2 は 2011 年 7 月 21 日に欧州の法律となり、以前の指令 2002/95/EC (RoHS1 として知られる) に取って代わりました。</p>
溶媒類	<p>溶媒類は、他の物質を溶解または抽出することができる液体または気体です。グリース、油、および塗料を溶解したり、顔料、塗料、接着剤、殺虫剤、エポキシ樹脂を薄くしたり混合したり、電子部品、自動車部品、工具、エンジンを清掃したり、他の化学薬品を作ったりするために使用されます。</p>
試験方法	<p>サンプルの調製と化学物質の検出のための業界標準試験方法。</p>

## 付録 A – 規制物質リスト改訂 4 - 変更履歴

### 改訂メモ:

識別しやすくするために、改訂部分は赤字でハイライトされています。

セクション	項目	変更内容
---	改訂履歴	バージョンを改訂 4 へ変更
4.1.2	アルキルフェノールおよびアルキルフェノールエトキシレート	バージョン 3 はこれらに対して CAS 番号を一つずつしか特定していないが、それぞれに物質群が存在する。追加の物質についても取り上げるために「それぞれの番号」に改定
4.1.5	分散染料	バージョン 3 の誤字脱字により分散染料 126 として特定されていた。分散染料 124 と訂正。CAS 番号は変更なし。制限の変更なし
4.1.5	分散染料	REACH 物質
4.1.8	難燃剤（電気製品）	SCCP および MCCP の特定、SCCP3 つを追加 (EE 業界へのベンチマーキング)
4.1.9	難燃剤（非電気製品）	
4.1.10	モノマー類	制限は試験方法次第。食品接触要件は異なる試験方法を使用するため、「検出なし」以外の制限値を特定することは実現不可能である。
4.1.11	有機スズ化合物	危険性の高い材料の明確化: 「...インク、ペンキ、プラスチックなどに含まれる熱安定化 PVC 材料」
4.1.12	オゾン層破壊物質/化学物質	危険性の高い材料の明確化: スプレークリーナーおよび PU プラスチック発泡剤中のエアゾール噴射剤
4.1.13	PCB、PCN、および PCT	これらの CAS 番号を追加、EE 業界へのベンチマーキング
4.1.15	PFOS および PFOA	危険性の高い材料の明確化: 「...紙や PTFE プラスチック用のコーティング剤
4.1.18	ハロゲン化	セクションの題名を「PVC」から「ハロゲン化」に変更。Kensington により、このセクションで特定された要件は、PCV フリーよりも広義であるハロゲンフリーとされた。試験方法を BS EN 14582 & IEC 61189-2 に変更。
4.1.19	REACH (EU 販売のみ)	REACH 規制との一貫化のため、様々な表現を明確化。
4.2	フタル酸エステル類および重金属類要件	子供用製品のフタル酸エステル数を 15 から 18 に変更、一般使用 A を 9 から 13 に、代表的な製品を改訂: 頻繁に接触する一般使用 A 電化製品: Kensington の要請により、「ドッキングステーション、コンピューター周辺機器」の追加。

セクション	項目	変更内容
4.2.1.1	フタル酸エステル類 - 子供用製品	REACH SVHC
4.2.1.2	フタル酸エステル類 - 一般使用 A 製品	REACH SVHC
4.2.1.3	フタル酸エステル類 - 一般使用 B 製品	表を削除し、重複した要件を除去するために、ユーザーをセクション 4.3.2 電気および電子製品に照会。
4.2.2.3	重金属類 - 一般使用 A 製品	小売業者顧客要件と調整するために改訂。
4.2.2.4	重金属類 - 一般使用 B 製品	表を削除し、重複した要件を除去するために、ユーザーをセクション 4.3.2 電気および電子製品に照会。
4.2.2.5	重金属類 - 金属表面処理と革基体	小売業者顧客要件と調整するために改訂。
4.2.2.5	重金属類 - 金属表面処理と革基体	小売業者顧客要件と調整するために改訂。
4.2.2.5	重金属類 - 金属表面処理と革基体	主導者との協議の末、適切な「一般使用」の制限に改訂。元の値は子供用製品に基づいたものであった。
4.3.2	電気および電子製品	これらの内部コンポーネントを含む 4 つのフタル酸エステルが RoHS 3 に追加された。2019 年 7 月 22 日より要件の実施。参考資料 IEC 62321 が追加された。これらの電化製品への 4 つのフタル酸エステルの ACCO 要件は、利用可能なコンポーネントにのみ限定されていたため、これより RoHS 要件がさらに厳重なものとなる。